

国立大学法人京都教育大学苦情処理委員会規程

平成16年10月25日 制定
令和3年3月29日 最終改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学教職員就業規則第52条の規定に基づき、教職員の苦情処理に関する委員会の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 国立大学法人京都教育大学（以下「大学」という。）に、次の各号に関する教職員の苦情を適切に処理するため、苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 就業規則、労使協定及び労働協約の適用
- 二 日常の労働条件に関係のある法令、規程及び通達等の適用
- 三 第一号及び第二号に規定されていない日常の労働条件に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（労務・財務担当）
- 二 総務・企画課総務担当課長
- 三 総務・企画課人事グループリーダー
- 四 過半数労働組合又は過半数代表者が推薦する者 3名

2 前項第四号に掲げる委員は学長が委嘱する。その任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第4条 委員会は、第5条に定める相談窓口へ寄せられた苦情を審議し、苦情を受け付けた日から30日以内に、審議の結果及び委員会の意見を苦情申し立て者に通知する。審議の結果、苦情処理のために大学が適切な対策を講ずる必要があると認められる場合、委員会は学長に意見を述べることができる。

(相談窓口)

第5条 大学は、教職員からの苦情に関する相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、相談員として第3条の委員をもって充てる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、副学長をもってこれに充てる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員長は、相談窓口に苦情が寄せられた場合、速やかに委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の過半数の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員会の審議内容は非公開とし、委員はこれを他に漏らしてはならない。委員退任後も同様とする。ただし、全委員の意見が一致したときは、苦情申し立て者の了解のもと

にこれを公開することができる。

- 4 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(不利益取り扱いの禁止)

- 第8条** 大学は、教職員が第2条各号に定める苦情を申し立てたことを理由として、当該教職員の労働条件・処遇等について不利益な取り扱いをしない。

(記録の保存)

- 第9条** 委員会は、関係法令によって記録の保存が定められている事項についての議事録を、その定める期間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月4日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成25年規程第29号）

この規程は、平成25年9月27日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則（令和2年規程第53号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。